

会津若松市議会の議会改革

～議会基本条例で実現する市民参加型政策サイクル～

ページ

I	議会改革のスタート ～会津若松市議会基本条例の制定～	1
II	会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要	2
III	通年議会の導入と政策サイクルの再設計	11
IV	政策サイクルに基づく議会活動の制度設計	13
V	政策サイクルの概要と主要 3 ツール ツール 1：市民との意見交換会 ツール 2：広報広聴委員会 ツール 3：予算決算委員会における政策研究	13 18 24 27
VI	会津若松市議会の特徴 予算・決算の審査 議決責任と議員間討議	33 36
VII	政策サイクル活用の具体的実践例	41
VIII	その他議会改革の取組	48
	(参考) 平成 20 年度以降の主な議会改革の動き	51

I 議会改革のスタート～会津若松市議会基本条例の制定～

1 議会改革のスタート

(1) 2度の合併を経験して（平成16～17年）

- ア 議員数は一時最大で61人 ⇒ ゼロベースでの見直しの気づき
- イ 議員政治倫理条例の取組に着手するが、条例制定は次期議会へ見送りとなった。
⇒ 議員のみで検討することの難しさを経験

(2) 平成19年5月臨時会（初議会）での議長選挙

- ア 正副議長選挙における「議長候補者の議会改革の考え方」の提示
- イ 新議長の提言 ⇒ 会津若松市議会における議会改革
政策としての議会改革の理念・基本方向・検討事項

2 条例策定検討フレームの特色

(1) 策定の基本フレーム

ア 策定体制

議会制度検討委員会

⇒任意の委員会として設置・運営

⇒外部委員（公募市民1名+学識経験者1名）参加の効果は期待以上

イ 2条例の同時制定

議会基本条例+議員政治倫理条例

ウ 内部・外部環境の分析

強み+弱み+機会+脅威（SWOT分析）

エ 理論研究

北海学園大学 神原勝教授（議会基本条例セミナー）

福島大学 松野光伸教授（議会制度検討委員会委員）

オ 事例研究

伊賀市議会 安本美栄子議員（事例紹介）

栗山町議会、三重県議会、伊賀市議会（先進事例ベンチマー킹）

カ 市民参加

議会制度検討委員会への公募市民委員+パブリックコメント、試験的意見交換会の実施

キ 内部調整

正副議長の常時出席+検討プロセスの節目節目で議員全員協議会を開催など

(2) 基本手順

第1期 ⇒ 議長提言期（平成19年5月～7月）

政策としての議会改革（案）の提案+議会制度検討委員会の設置

第2期 ⇒ 政策としての議会改革（案）検討期（平成19年7月～9月）

環境分析+改革理念・方向・具体的な改革事項の検討

第3期 ⇒ 条例素案検討期（平成19年10月～平成20年4月）

外部委員+理論研究+事例研究+逐条的検討

第4期 ⇒ 条例の成案期（平成20年4月～6月）

議会内調整+市民との意見交換会

II 会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要

1 議会基本条例の受け止め

(1) 議会基本条例の定義

『神原勝教授による定義*1』 「自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応えて優れたまちをつくるために、議会運営の理念・理念を具体化する制度・制度を作動させる原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置付けたもの」と定義される。

(*1 神原勝・橋場利勝『栗山町発・議会基本条例』公人の友社、2006年)

(2) 会津若松市議会での基本条例の受け止め方

議会活動 ⇒ 顧客である市民を対象として行う新たな価値創造のための一連の諸活動
議会基本条例の再定義 ⇒ 議会基本条例とは、市民にとっての新たな価値創造に向か、
市民参加を基軸とした政策形成サイクルの確立と実践によって、
積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していく、
そのためのツールである。

議会による政策形成

⇒ 監視機能↑ + 政策立案機能↑ + 市民参加↑ = 団体意思決定機能↑ ⇒ 市政貢献

※ 市政発展への貢献が最終目的、かつ、エンドユーザーは市民である。

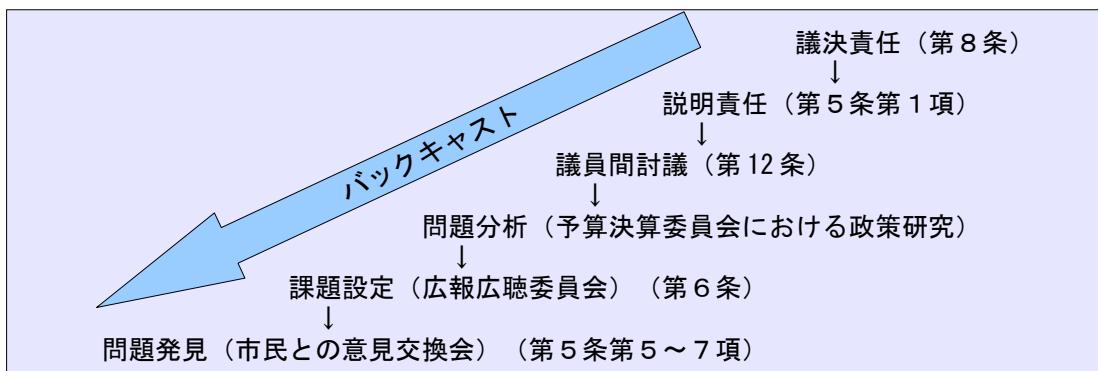
※ 議会内の仕組みやルールづくりは、その手段（ツール）にすぎない。

(3) 議会基本条例と議員政治倫理条例との関係

議会基本条例 ⇒ 市民参加による新たな仕組み・運営方法
議員政治倫理条例 ⇒ 議員の行動基準

2 会津若松市議会基本条例の特徴

図表1 議会基本条例の全体構造：議決責任からバックキャスト的にみると



(1) 市民参加を基軸

- 前文：「多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという合議機関」としての議会づくり
- 議会の活動原則（第2条）：
「市長に対抗するためには議会が一つにまとまる必要性があるという視点」だったが、
⇒ 「議会だけでまとまるのではなく、議会は市民と結びついて、市民意見を後ろ盾にして
活動していくべき」という考え方へ前進

※市民との意見交換会や政策サイクルを制度設計する際のバックボーンとなる。

(2) 議決責任（第8条）と説明責任（第5条第1項）を条文に明記

ア 議決責任の明確化

- ・ 説明責任を媒介として、政治的・道義的な議決責任を規定しようとするもの
 - ・ 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として、市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を規定
- ⇒ 議決責任を果たすためには「議員間討議」が重要

イ 議員間討議（第12条）

- ・ 第1項で、議会の活動原則としての議員間討議を規定
- ・ 第2項で、審議結果である議決の主体が議員ではなく議会であることに鑑み、本会議・委員会における議案審議・審査における議事手続きの1つとしての議員間討議の位置付けを規定 →議決に至る経過と結果を議会を主語として説明することを担保

(3) 「政策サイクル」の主要ツール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 市民との意見交換会 | ⇒ 意見聴取（政策サイクルの起点） |
| ② 広報広聴委員会 | ⇒ 意見整理→問題発見→課題設定 |
| ③ 予算決算委員会における政策研究 | ⇒ 政策研究→政策立案 |

① 市民との意見交換会

- ・ 市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設ける。
⇒地区別意見交換会・十分野別意見交換会
- ・ 市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。

② 広報広聴委員会

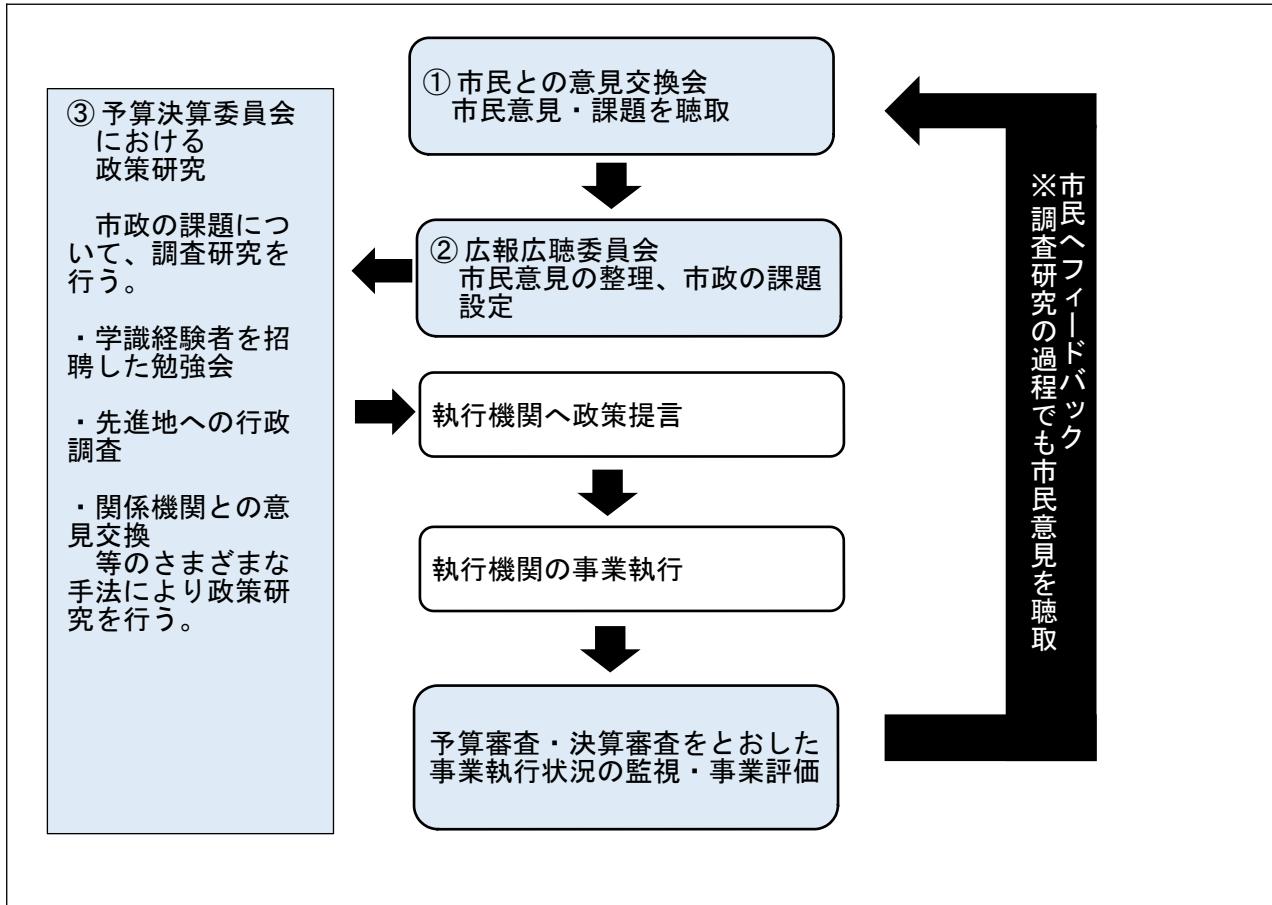
- ・ 広報広聴機能の充実のため、議会基本条例において広報広聴委員会の設置を規定した。

③ 予算決算委員会における政策研究

- ・ 市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進する。

※通年議会の導入にあわせて、政策サイクルを再設計し、従前の政策討論会の政策研究・政策立案機能を予算決算委員会の所管事務調査に位置付けた。通年議会の導入と政策サイクルの再設計についてはP11、P12に記載)

図表2 会津若松市議会の政策サイクル



会津若松市議会基本条例

平成20年6月23日
会津若松市条例第19号

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体（以下「自治体」という。）は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなつた。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不斷の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。
- 5 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定める。
- (市民と議会との関係)
- 第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聞くものとする。
- 5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
- 6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。
- 7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- (広報広聴委員会)
- 第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。
- 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- (附属機関の設置)
- 第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。
- (議決責任等)
- 第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。
- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。
- 第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
- (1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るために中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止
- (市長等との関係の基本原則)
- 第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。
- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- (4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
- (監視及び評価)
- 第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。
- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。
- (政策立案、政策提案及び政策提言)
- 第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。
- (議員間の討議による合意形成)
- 第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

ればならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(議会による研修)

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第15条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例（平成20年会津若松市条例第20号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務活動費)

第19条 会派の代表者は、会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年会津若松市条例第1号）第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の收支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(予算の確保)

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(災害時の対応)

第21条 議会は、会津若松市災害対策本部(会津若松市災害対策本部条例(昭和37年会津若松市条例第44号)に基づき設置される災害対策本部をいう。)、会津若松市新型インフルエンザ等対策本部(会津若松市新型インフルエンザ等対策行動計画(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条の規定により作成する市町村行動計画をいう。)に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をいう。)又は会津若松市雪害応急対策本部(会津若松市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により作成する市町村地域防災計画をいう。)に基づき設置される雪害応急対策本部をいう。)が設置されたときは、会津若松市議会災害対策本部を設置する。

2 前項の会津若松市議会災害対策本部の組織及び事務に関し必要な事項は、別に定める。

3 災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については、別に定める。

(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第49号)

この条例中第5条第3項の改正規定は公布の日から、第20条の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月21日条例第11号）

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年6月9日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 会津若松市議会議員政治倫理条例の特徴

- ア 議会基本条例との同時制定による市民との新たな信頼関係構築を立法趣旨としたこと。
- イ 資産公開制度は規定していないこと。（補完的機能⇒就業等の報告義務を規定）
- ウ 政治倫理基準にセクハラ等の人権侵害行為の禁止を規定したこと。
- エ 政治倫理審査会の設置を附属機関的な位置付けで定めたこと。
- オ 審査の請求要件を請求者と連署4人の計5人としたこと。

（参考）会津若松市議会議員政治倫理条例

会津若松市議会議員政治倫理条例

平成20年6月23日

会津若松市条例第20号

会津若松市議会が目指している市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民の搖るぎない信頼があつて初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げないかなる不当な要求にも屈しない。

4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（市民の役割）

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものに出資し、又は拠出している公益法人（以下「出資団体」という。）及び指定管理者（会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年会津若松市条例第10号）第5条の規定により指定されたものをいう。）の役職員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
- (2) 公共施設の入居に関しての推薦
- (3) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
- (4) 許認可、補助金その他の給付の決定への関与

- (5) 前4号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為
- 2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。
- 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。
- （就業等の報告義務）
- 第5条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。
- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等
- （議員の依頼等に対する記録）
- 第6条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。
- （職務関連犯罪による逮捕後の説明会）
- 第7条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪（以下「職務関連犯罪」という。）による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。
- （職務関連犯罪による起訴後の説明会）
- 第8条 議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、起訴の日から30日以内に当該議員に説明会の開催を請求することができる。
- （職務関連犯罪の有罪判決後の説明会）
- 第9条 議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から14日を経過した日以後20日以内とする。
- （職務関連犯罪の有罪確定後の措置）
- 第10条 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。
- （審査の請求）
- 第11条 市民は、議員に第4条に規定する政治倫理基準又は法令若しくは条例（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する行為があると認めるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、会津若松市議会議員の選挙権を有する者4人以上の者の連署とともに、議長に対し審査の請求をすることができる。
- （政治倫理審査会の設置）
- 第12条 議会に、会津若松市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、前条に規定する審査の請求があった場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告する。
- 3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。
- （審査会の組織等）
- 第13条 審査会は、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の委員)

第14条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査)

第16条 審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。

(被請求議員等の義務)

第17条 被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供や審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

2 被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べることができる。

(結果の報告)

第18条 議長は、第12条第2項の規定による結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(議会の措置)

第19条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。

3 第11条に規定する審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

III 通年議会の導入と政策サイクルの再設計

1 通年議会の導入

会津若松市議会は、市民意見を起点とした政策サイクルの確立と実践に取り組んできた。この取組は、通年的な活動だけではなく、実質的に議員任期を意識した取組であり、通年議会を導入する基盤が整っていた。

このような本市議会の議会活動の実態に合わせて、各種会議の法的位置づけと、公務性について整理を行うことを目的とし、令和4年8月から通年議会を導入した。

◆通年議会の会議

定例会の回数は年1回とし、会期の始期を8月、終期を翌年の7月末とした。

◆定例会において開く会議

定例会において開く会議は、次のとおりとした。

- ①招集会議 定例会の招集により開く会議
- ②定例会議 定例的に開く会議をいい、9月、12月、2月、6月に開く。
- ③臨時会議 議員又は市長からの要請に基づき、臨時に開く会議

◆通年議会の流れ

月	会議
8月	招集会議(定例会の招集)
9月	9月定例会議
10月	休会
11月	休会
12月	12月定例会議
1月	休会
2月	2月定例会議
3月	
4月	休会
5月	休会
6月	6月定例会議
7月	定例会閉会



※ 上記会議の他、定例会議の会期中において、議員又は市長からの要請に基づく臨時会議が開会される。

2 通年議会の導入に併せた政策サイクルの再設計

通年議会の導入により、1年間をとおして議会が活動能力を有する。この通年議会の特徴を生かし、政策サイクルのさらなる充実をはかり、政策サイクルの再設計を行った。

本市議会の政策サイクルは、①市民との意見交換会（市民意見の聴取機能）、②広報広聴委員会（市民意見の整理、問題発見、課題設定機能、広報議会モニター制度による広報広聴機能の強化）、③政策討論会（政策研究・政策立案機能）に加え、予算決算委員会（予算審査と決算審査の連動による適切な団体意思の決定、地域経営根幹への関与）を主なツールとして構成していた。

通年議会の導入にあわせて、これまで主に議会閉会中に行ってきた市民との意見交換会及び政策討論会の調査研究活動を、常任委員会である予算決算委員会の所管事務調査に位置付けた。これにより、市民意見の聴取、政策研究、予算審査、決算審査までの政策サイクルを1つの委員会で、1年間を通じて一貫して行い、専門性を高めることができるようになった。

◆政策サイクルの再設計の概要

通年議会導入前	通年議会導入後
【予算決算委員会】 <ul style="list-style-type: none">予算審査、決算審査	【予算決算委員会】 <ul style="list-style-type: none">予算審査、決算審査以下について、予算決算委員会の所管事務調査とした。
【市民との意見交換会の実施】 <ul style="list-style-type: none">市民意見の聴取	 <ul style="list-style-type: none">①市民との意見交換会の実施（市民意見の聴取機能）②政策討論会で実施していた調査研究活動（政策研究、政策立案機能）
【政策討論会における調査研究】 <ul style="list-style-type: none">政策研究、政策立案	
【広報広聴委員会】 <ul style="list-style-type: none">市民との意見交換会の企画立案市民意見の整理、問題発見、課題設定機能	【広報広聴委員会】 <ul style="list-style-type: none">市民との意見交換会の企画立案市民意見の整理、問題発見、課題設定機能

IV 政策サイクルに基づく議会活動の制度設計

1 会津若松市議会の議会活動

・定例会議（9月、12月、2月、6月）

条例等の議案⇒総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会に付託し審査
予算、決算の議案⇒予算決算委員会に付託し、さらに分科会に分担し審査

・市民との意見交換会

地区別意見交換会（5月、11月開催） 地区別テーマを設定
分野別意見交換会（適宜開催） 政策研究のため開催

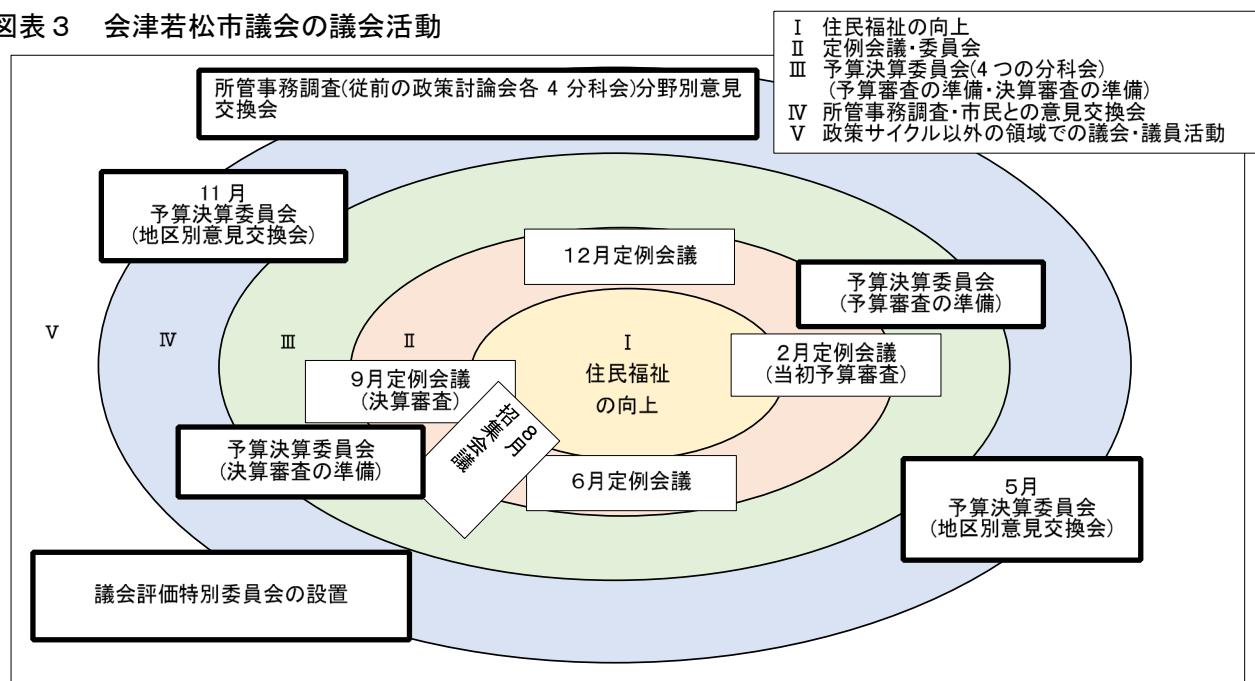
・予算決算委員会における政策研究

市政に関する重要な政策及び課題に対して政策研究を行う。

・議会評価特別委員会

議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究等を行う。

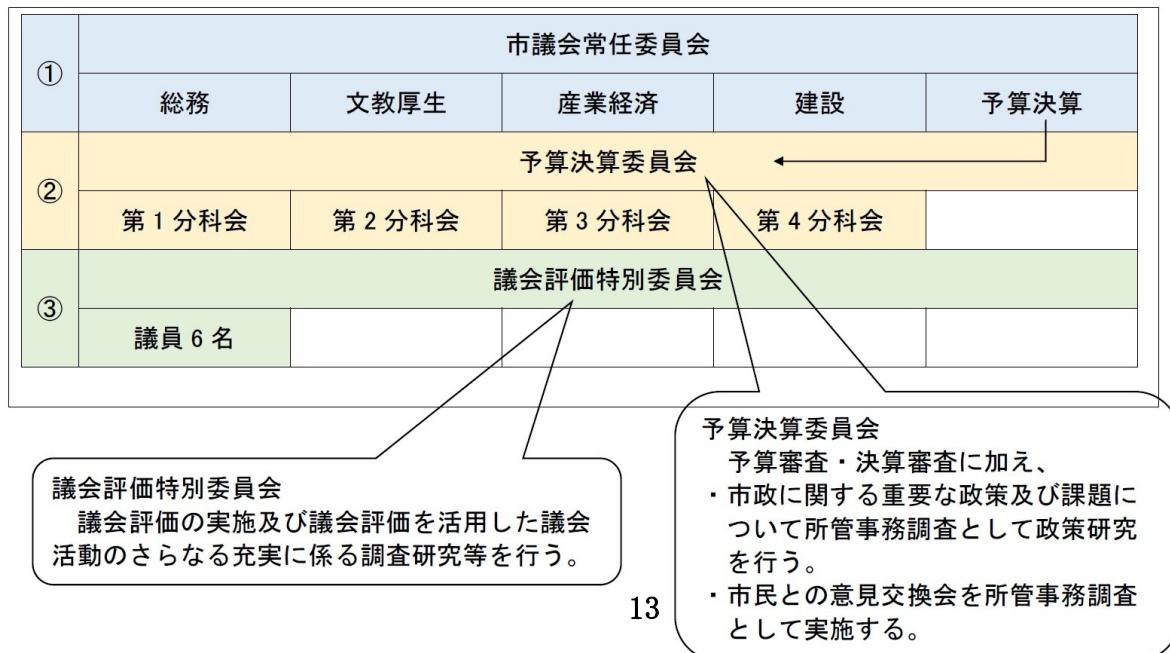
図表3 会津若松市議会の議会活動



V 政策サイクルの概要と主要3ツール

図表4 常任委員会と予算決算委員会各分科会・議会評価特別委員会の構成

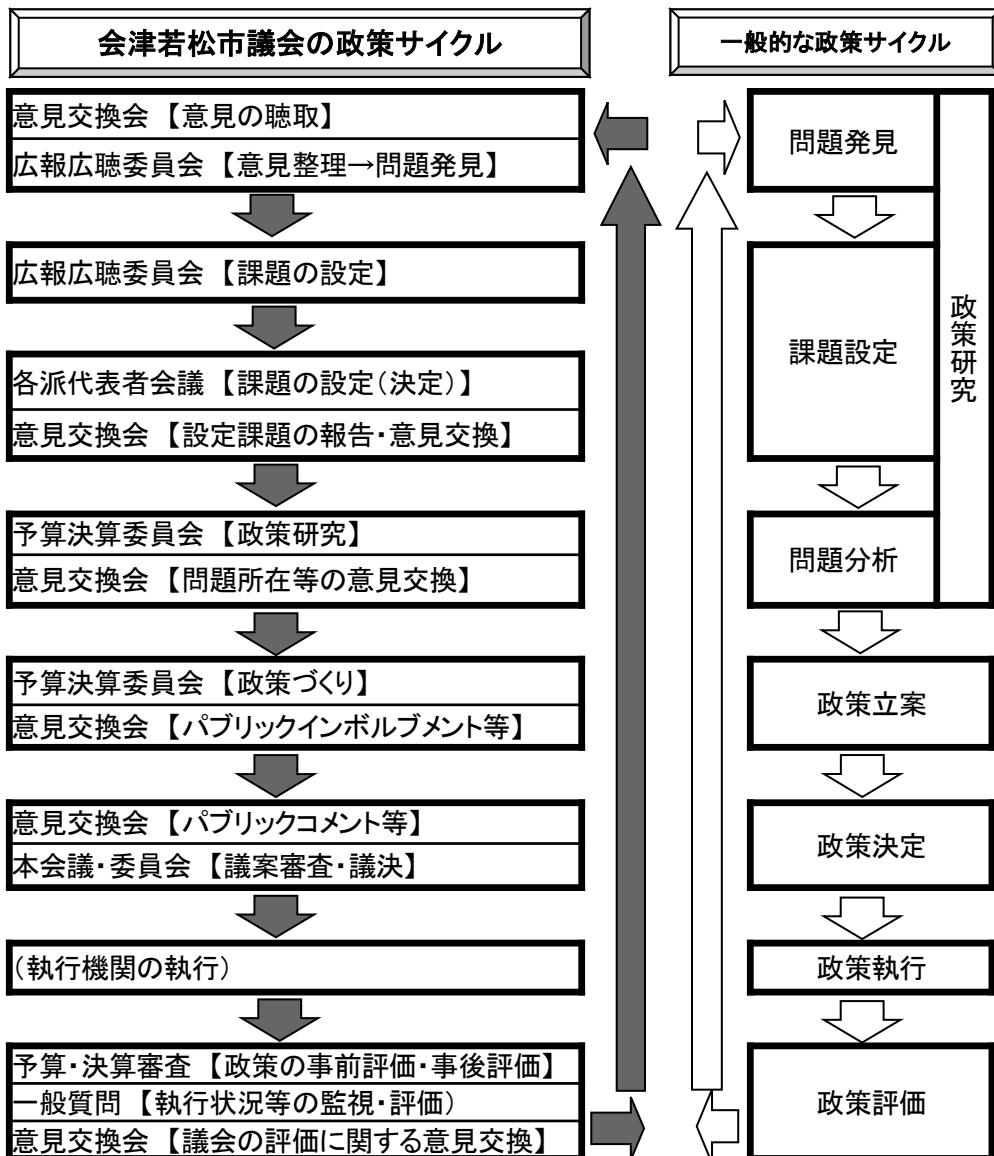
※予算決算委員会各分科会はそれぞれ総務委員会委員、文教厚生委員会委員、産業経済委員会委員、建設委員会委員により構成される。



1 政策サイクルの基本フレーム

政策サイクルは、市民との意見交換会を起点とし、そこで聴取した意見については、議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、数多くの意見から課題を設定し、市民意見・要望に応えようとするモデルである。（図表5）

図表5 政策サイクルにおける主要3ツールの位置付け



(1) 政策サイクルの段階別概要

- ① 政策研究（問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析）
 - 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。
 - 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。
 - 発見した問題を一般化、抽象化することで、「課題設定」を行う。
 - 設定された課題については、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する「問題分析」を行う。

② 政策立案 ⇒ 政策決定 ⇒ (政策執行) ⇒ 政策評価

①の政策研究を行った上で、予算決算委員会各分科会における政策研究などを通して、調査研究を行い、具体的な政策（条例立案・議案修正・政策提言）として、政策に結び付けていく。また、あわせて、政策執行による市民福祉向上への成果を市議会全体の評価尺度で評価し、説明・報告する。

※ 政策研究は、サイクルの起点として極めて重要な位置を占める。

※ 市民意見を市長に伝達するだけでは議会は単なる「使者」にすぎず、その意味では、市民との意見交換会を「議会活動」として認識することはできない。聴取した意見は、少なくとも議会内にも「政策情報」として蓄積することが、議会活動とするための必要条件となる。

(2) 課題設定の具体的方法

ア 課題設定の意義

課題設定 = 問題発見の段階で問題を把握した後、市民ニーズを踏まえ特に取り上げて解決すべきもの、実現すべき問題をテーマとして設定することと定義する。

イ 課題設定に当たっての基本的な視点

市民ニーズに照らしての重要性だけではなく、議事機関としての機能や執行機関との機能的相違などを踏まえ、設定する。

- ・ さまざまな市民意見を分析する中で、市民ニーズを見出す。
- ・ 縦割り的な課題は執行機関に委ね、議会としては、可能な限り市民視点での横割り的・総合的な課題を設定する。
- ・ 課題は、何らかの方策によって議会内の合意形成が図られたり、解決できたりする性質のものに限らず設定する。

→ このような課題こそ、議会内や市民間で検討・議論することで、論点・争点が明確になり、議会及び市民が絶えず「あれか、これか」を自らの判断で選択することができるための条件整備につながる。

ウ 設定した課題（政策課題）及び検討主体の振り分け

以上のような検討を経て設定された課題は、**図表6 (P16)** のとおり。

課題を調査研究・議論する主体は、予算決算委員会各分科会となる。

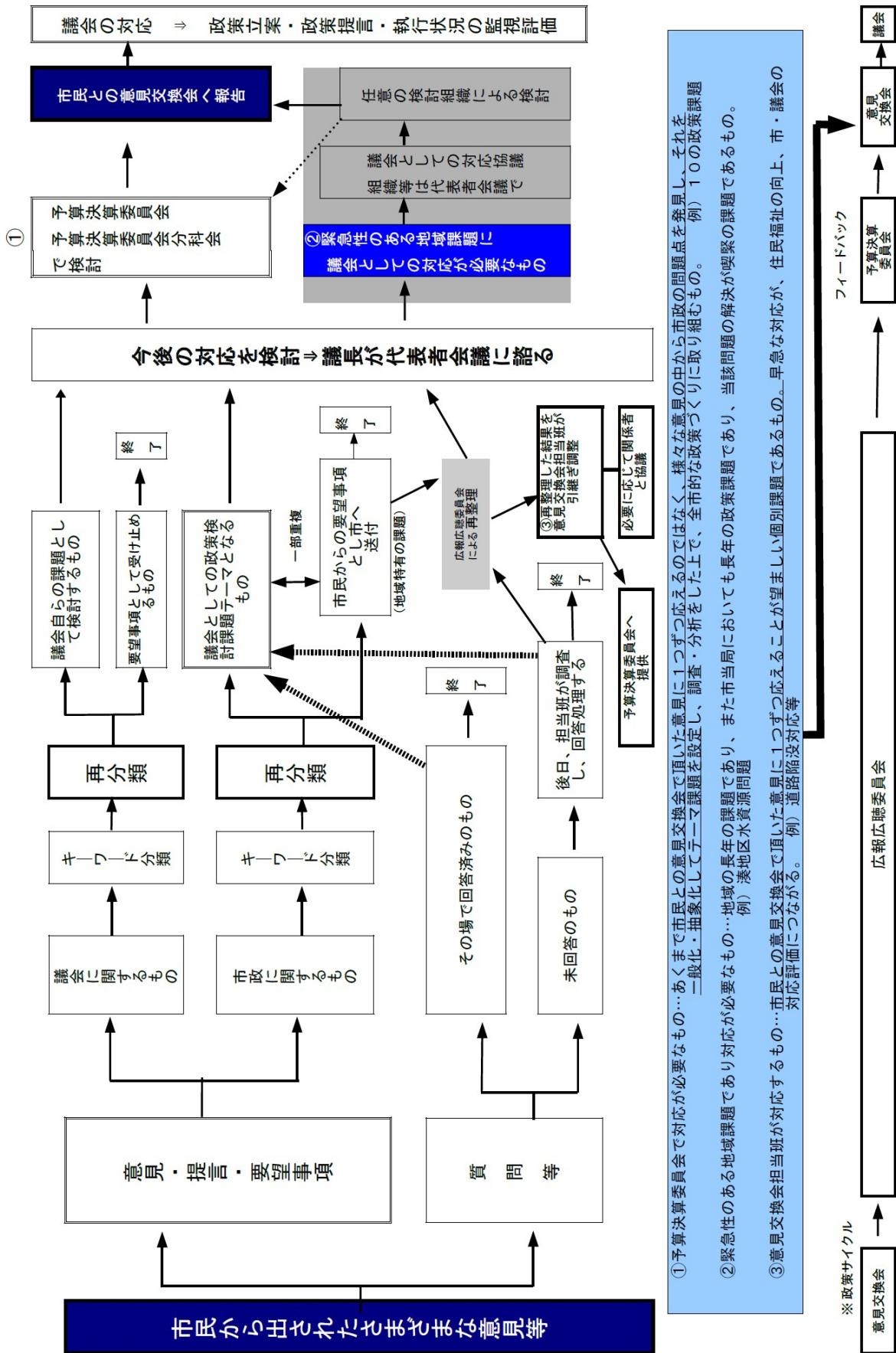
図表6 市民意見を基に設定した政策課題の分類

大分類	テーマ		検討主体
A 議会	1	議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について	議会
B 行・財政	2	本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり	第1分科会
	3	行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について	第1分科会
	4	民間委託のあり方について	議会
C 生活・環境	5	防災などの地域の諸問題解決に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について	第2分科会、第4分科会
	6	地域環境の保全について	第2分科会
D 健康・福祉・医療	7	高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について	第2分科会
E 産業経済	8	地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について	第3分科会
F 建設・都市計画	9	都市計画の基本的方向性について	第4分科会
G 教育・文化	10	教育・学習環境の整備について	第2分科会

図表7 市民意見の整理例

大項目	中項目	主な意見・提言
A 議会	議員定数・報酬	議員の定数、議員報酬の削減を検討してほしい 議員定数を減らしてしまうと、民意の反映が減るのではないかと思う
	政務活動費	政務活動費はどのように具体的に使われ政策に生かされているか
	議員年金	議員年金はどのような制度でいつから支給されるか
	議員活動	議員は、選挙時だけでなく、もっと地区に足を運べ 会派の目的と趣旨は？本当に政策が共通しているグループなのか？仲良しクラブでは
	議会改革	議会のあり方について、会派・多数だけで決めるのは危険。当局提案だけの予算審議ではなく、事前に市民の意見を尊重してほしい 議会制度改革が進んでいるかのチェック機能は
	意見交換会	意見交換会はよいことである、議会の意見を一つにして行動してほしい 意見交換会の周知方法をもっとちゃんとるべき
	議会基本条例	議会基本条例と政治倫理条例を大変評価している。政治倫理条例の審査会と審査請求について
B 行財政	議会広報紙	住民に寄り添った広報議会になってきている。カタカナ言葉をあまり使わないでほしい 広報議会で、議案に対する個々の議員の賛否の態度がでているのはいいことだ
	市庁舎	新庁舎の建設場所について市民の意見を聴いているのか。しっかりと話し合ってほしい
	財政	借金が多すぎる、解決すべき問題 新庁舎の建設、ICTオフィスの整備など多くの大型事業の予定が組まれており、財政的に不安である
C 生活・環境	まちづくり	自治基本条例、地域内分権を議会で長く研究しているようだが、深まっていないのではないか。 分権を進めることが必要であり、最初にすべきことではないか
	環境	新しいごみ焼却施設の建設について、ある議員が先進地を視察・調査を行い、新たな提案をしたようだが、その後どうなったのか
	防災・安全	空き家が増えており防犯面でも不安があるが、空き家対策はどうなっているのか 台風接近時、市から避難勧告のお知らせがきたが、詳細が分からず、何が危険なのか分からなかった。よりきめ細かく情報を知らせてほしい

図表8 市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ



2 ツール1：市民との意見交換会

(1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

市民との意見交換会は、政策サイクルのほとんど全ての場面に関連する極めて重要な制度である。(P14 図表5)

(2) 市民との意見交換会の開催方法 ※P21「会津若松市議会市民との意見交換会実施要領」参照

ア 開催趣旨

市民との活発な意見交換を図る具体的な場

イ 意見交換会の種類

地区別と分野別の2種類

(ア) 地区別意見交換会

- ・行政区18を基準に、15地区で年2回開催
- ・「議会報告機能」と「市政・議会運営に関する意見交換機能」の2機能

(イ) 分野別意見交換会

- ・行政分野別に、議会が取り組む政策立案等の必要性や各種団体等の要請により開催

ウ 意見交換会の意義と課題

(ア) 意義

- ・議会報告機能は、最低限の説明責任の遂行の場（議会基本条例第8条）
- ・政策サイクルの起点
- ・議会報告での説明責任が議会と議員の活動姿勢に好影響を与える
- ・市民からの継続的な監視（モニタリング）の場
- ・議員からのシグナリング（情報を持つ側が自己の属性を表すシグナルを送り、相手が逆選択することを防ぐこと）の場
- ・市民の判断に資する有用な「政策情報」提供の場
- ・市民世論の喚起、形成の起点

(イ) 課題

- ・参加者数の伸び悩み、属性の偏り
- ・意見交換時間の不足

図表9 市民との意見交換会の開催実績

①地区別意見交換会

回	時期	参加人数	意見等数	内 容
第1回	平成20年8月	294人	215件	6月定例会報告 ①議会基本条例について ②議員政治倫理条例について
第2回	平成21年2月	247人	263件	12月定例会報告 ①水道事業の第三者委託について ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（検討フレーム・手順の報告）
第3回	平成21年5月	293人	238件	2月定例会報告 ①議会・議員活動と報酬・定数のあり方（現状等の報告）
第4回	平成21年11月	163人	235件	9月定例会報告 ①鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想素案への監視・対案について ②政策討論会分科会の進ちょく状況 ③議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの提示）
第5回	平成22年5月	222人	239件	2月定例会報告 ①政策討論会分科会の進ちょく状況 ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの修正）
第6回	平成22年11月	187人	276件	9月定例会報告 ①政策討論会分科会の進ちょく状況 ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬・定数等の仮説モデルの最終報告）
第7回	平成23年11月	191人	283件	9月定例会報告 ①政策討論会分科会の進ちょく状況
第8回	平成24年5月	205人	246件	2月定例会報告 ①政策討論会分科会の進ちょく状況 ②各地区の課題

回	時 期	参加人数	意見等数	内 容	
第9回	平成 24 年 11 月	204 人	226 件	9月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちょく状況 ②各地区の課題
第10回	平成 25 年 5 月	214 人	230 件	2月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちょく状況 ②各地区の課題
第11回	平成 25 年 11 月	212 人	259 件	9月定例会報告	①各地区の課題
第12回	平成 26 年 5 月	228 人	294 件	2月定例会報告	①各地区の課題
第13回	平成 26 年 11 月	207 人	293 件	9月定例会報告	①各地区の課題
第14回	平成 27 年 5 月	275 人	156 件	2月定例会報告	①政策討論会での調査研究報告 ②各地区の課題
第15回	平成 27 年 11 月	215 人	128 件	9月定例会報告	①今後の議会改革についての報告 ②各地区の課題
第16回	平成 28 年 5 月	256 人	172 件	2月定例会報告	①各地区の課題
第17回	平成 28 年 11 月	217 人	182 件	9月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第18回	平成 29 年 5 月	233 人	153 件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第19回	平成 29 年 11 月	232 人	125 件	9月定例会報告	①各地区の課題
第20回	平成 30 年 5 月	232 人	153 件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第21回	平成 30 年 11 月	225 人	124 件	9月定例会報告	①各地区の課題
第22回	令和元年 5 月	216 人	176 件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第23回	令和元年 11 月	203 人	118 件	9月定例会報告	①各地区の課題
第24回	令和 3 年 11 月	108 人	207 件	9月定例会報告	①各地区の課題
第25回	令和 4 年 5 月	115 人	229 件	2月定例会報告	①各地区の課題
第26回	令和 4 年 11 月	108 人	229 件	9月定例会議報告	①各地区の課題
第27回	令和 5 年 5 月	124 人	248 件	2月定例会議報告	①予算決算委員会各分科会所管事務調査 経過の報告及び質疑応答 ②各地区の課題
第28回	令和 5 年 11 月	147 人	244 件	9月定例会議報告	①各地区の課題

*令和 2 年度（5 月及び 11 月）及び令和 3 年度（5 月）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「地区別意見交換会」の開催を見合せた。また、議会の広聴機能を補完するための取組として、広報広聴委員会において議会広報紙や市議会ホームページ等により市議会への意見募集を実施した。

②分野別意見交換会

開催年月日	対 象	参加人数	開催趣旨	対応主体
平成 20 年 9 月 25 日	会津若松市幼稚園協会 会津若松市保育所連合会	—	関係者との意見交換、現地視察等を通じ、幼稚園・保育園の現状を把握する。	議員全員
平成 21 年 8 月 25 日	会津若松市障がい者地域自立支援協議会	62 人	地域に生活する障がい者と家族の方々との意見交換を通じ、生活や就業など、障がい者の現状を把握・理解する。	議員全員
平成 21 年 11 月 20 日	障害者の明日を考える会	35 人	障害者を支援する団体である障害者の明日を考える会との意見交換を通じて、障がい者の日常生活における現状について理解を深める。	議員全員
平成 22 年 2 月 17 日	会津・図書館を考える会	25 人	会津・図書館を考える会との意見交換を通じ、平成 23 年 2 月開館予定の生涯学習施設における図書館の果たす役割について理解を深める。	議員全員
平成 27 年 1 月 21 日	第 1 部：農業・林業・市場・金融関係者 第 2 部：商工・観光・金融関係者	32 人	中小企業、農業者、事業者、金融機関などの方々との意見交換を通じて、地域産業振興にかかる基本条例の制定について理解と協力を求めるとともに、実際の主体者からの意見を今後の条例制定に向けた取り組みに生かす。	政策討論会 第 3 分科会
平成 27 年 5 月 26 日	会津若松市まちづくり市民会議	16 人	自治基本条例の必要性等について調査・研究・検討している団体との意見交換を行い、政策討論	政策討論会 第 1 分科会

			会での調査研究に生かす。	
開催年月日	対象	参加人数	開催趣旨	対応主体
平成27年12月22日	会津若松除雪実施協力会	6人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等の実際について、現に除雪業務に携わる担い手との意見交換を通じて理解を深め、政策討論会での調査研究に生かす。	政策討論会第4分科会
平成28年10月14日	市民団体、各種団体	10人	水道料金が改定された場合における市民生活に与える影響について理解を深める。	政策討論会第4分科会
平成29年7月26日	行仁地区各種団体代表者	17人	行仁小学校の施設整備等に係るこれまでの経緯を整理するとともに、課題を分析し、問題解決に向け、今後も調査研究していく。	政策討論会第2分科会
平成30年1月22日	会津道路メンテナンス協同組合	10人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等を把握し、課題解決に向けた新たな方策を探り、政策討論会での調査研究に生かす。	政策討論会第4分科会
令和3年12月22日	東山及び芦ノ牧温泉観光協会	7人	東山及び芦ノ牧温泉地の現状や課題を共有し理解を深め、課題の解決に向けた方策を探る。	広報広聴委員会
令和5年11月20日	会津道路メンテナンス協同組合	6人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等について、実際の業務に携わる担い手との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算委員会第4分科会
令和6年1月26日	一般財団法人会津若松観光ビューロー	3人	観光振興に係る課題や方策等について、地域DMOとして観光振興に携わる団体との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算委員会第3分科会

③広報広聴委員会主催の意見交換会

開催年月日	対象	参加人数	内 容
平成24年8月22日	市民	10人	議会に対する期待や要望、現在議会が取り組んでいる課題解決のためのアドバイス、今後の広報広聴のあり方について意見をいただいた。
令和5年11月24日	広報議会モニター	5人	広報議会に関するアンケート調査の回答内容や広報議会を通して見た会津若松市議会について、様々な意見をいただいた。

④市議会への意見募集

意見募集期間	対象	意見者数 (意見数)	内 容
令和2年11月1日～11月20日	市民	36人 (71件)	・新型コロナウイルス感染症に関する意見 ・市政や議会等に関する意見
令和3年5月1日～5月31日	市民	17人 (33件)	・市政や議会等に関する意見

エ 地区別意見交換会の基本フレームと精緻化・拡張による課題解決の可能性

(ア) 基本フレーム

対象の細分化の基準 ⇒ 地域別、地区別（地理的なもの）

投入する政策 ⇒ 議会報告（定例会・議会改革）、市政・議会運営等意見交換テーマ

※ 特徴 ⇒ 細分化された地区は異なるが、投入する政策は同じ（図表10）

図表10 従来の地区別意見交換会のイメージ

	A地区	B地区	C地区
① 議会報告会（定例会）			
② 議会改革報告			
③ 政策テーマの意見交換			

(イ) 課題解決のためのモデルの精緻・拡張

- ・ 地区の細分化
地区（小学校区）をさらに各種団体、子ども会育成会連絡協議会というように細分化
- ・ 投入する政策の細分化
現行の市全体にわたるものから、例えば子育てに関するテーマに特化したり、その地区に特有・固有の政策課題をテーマにしたりするなどの細分化

※ 地区の単位は現状のままで、投入する政策として地区に特有・固有の政策課題をテーマに意見交換をする場合のイメージ（図表11）

図表11 現行の地区別意見交換会のイメージ

	A地区	B地区	C地区
① 議会報告会（定例会）			
② 議会改革報告			
③ 政策テーマの意見交換			
④ 地区ごとの政策課題			

オ 分野別意見交換会の基本フレーム

(ア) 現行の基本フレーム

- 対象の細分化の基準 ⇒ 福祉、教育、産業など市政の分野別
投入する政策 ⇒ それぞれの分野や政策サイクル上の政策の熟度等により異なる
※ 特徴 ⇒ 細分化された市場も投入する政策もそれぞれ異なる。（図表12）

図表12 現行の分野別意見交換会のイメージ

	分野① 福祉	分野② 教育	分野③ 産業
①「第6次産業化」			
②「障がい者福祉」			
③「図書館政策」			

(イ) 今後の分野別意見交換会の方向性

- 対象分野、政策の細分化をさらにきめ細かくしていく
(団体等からの申し出に基づく開催だけではなく、引き続き議会から積極的に実施していく)

（参考）会津若松市議会市民との意見交換会実施要領

会津若松市議会市民との意見交換会実施要領

(平成23年7月27日議長決裁)
(平成26年11月25日議長決裁)
(平成27年4月20日議長決裁)
(平成30年12月13日議長決裁)
(令和元年12月13日議長決済)
(令和4年8月8日議長決裁)
(令和5年9月4日議長決裁)

1 趣旨

会津若松市議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表しうるという合議機関としての役割を適切に果たし、会津若松市政の発展に貢献していくためには、大勢の市民と結びついていけるよう、積極的な市民参加を求めていくことが必要である。

会津若松市議会市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）は、市民との活発な意見交換を図る具体的な場として、会津若松市議会基本条例及び会津若松市議会市民との意見交換会の実施に関する規程に基づき開催するもので、意見交換会の実施については下記のとおりとする。

2 地区別意見交換会

(1) 班の編成及び構成

- ① 班は、予算決算委員会委員の5人又は6人で構成し、5班編成とする。
- ② 班編成は、広報広聴委員会、所属常任委員会、所属会派、当選回数等を基準とし、常任委員会委員の任期ごとに、広報広聴委員会において協議し、議長において決定する。
- ③ 班に、代表者を置き、構成員の互選によって決定する。

(2) 対象地区

市内行政区18を基準に、別表に掲げる15地区を対象とする。

(3) 開催回数

1年を前期及び後期に分け、1地区当たり前期（5月）、後期（11月）の年2回開催する。

(4) 各班の担当地区

- ① 各班は、前期及び後期に別表に掲げる15地区をそれぞれ3地区ずつのグループに分け担当するものとする。
- ② ①に規定するグループ分けは、会津若松市議会議員の改選ごとに、議会広報紙の配布世帯数が多い順に5地区ずつ3に区分したものの中からそれぞれ1地区ずつ割り振って編成するものとし、各グループにおける地区の組合せは、世帯数及び地域のバランス等を勘案の上、広報広聴委員会において協議し、議長が決定する。

(5) 各班の担当地区的決定方法

- ① 各班が担当する地区は、班編成後に各班の代表者の抽選によって決定する。
- ② 2回目以降については、1班は5班が、2班は1班が、3班は2班が、4班は3班が、5班は4班が担当した地区をそれぞれ担当していくものとする。

(6) 開催手続き及び周知方法

- ① 各班は、開催趣旨・内容並びに開催日時及び会場について、各地区と連絡調整するとともに、会場の利用予約を行う。なお、議長を通じての開催通知事務及び会場利用申請事務は、議会事務局が行う。
- ② 市民への開催日時及び会場の周知の事務は議会事務局が行う。

(7) 説明資料等

- ① 式次第、「あいづわかまつ広報議会」をはじめ、その他必要な資料については、広報広聴委員会で協議・決定し、統一した共通資料を準備・配布するものとする。
- ② 資料の印刷・準備は、議会事務局において行う。

(8) その他必要な備品等

意見交換会横断幕、議員名札、ボイスレコーダー、受付簿、消耗品（メモ用紙、筆記用具、セロテープ、画びょう等）については、議会事務局で準備する。

(9) 意見交換会次第及び役割分担

次第及び役割分担は、概ね次のとおりとする。

次 第	役 割 分 担
一 開 会	※ 司会者（持ち回り）
二 自己紹介	班員全員
三 あいさつ	班代表者
四 議会報告	
1 議会活動報告	※ 代表者（持ち回り）
2 質疑応答	班員全員
五 市政・議会運営に関する意見交換	班員全員
六 閉 会	
※ 開催時間は、概ね1時間30分程度。	※ 記録者（持ち回り）

(10) 意見交換会の実施

- ① 各班は、説明資料を踏まえ、事前の打ち合せを行うものとする。
- ② 意見交換会は、聴取した市民意見を議会内での議論・政策形成につなげていくことにあるところから、基本的には市民の意見・要望の意図・真意等をお聞きするという姿勢で臨むものとする。

- ③ 意見交換会は、市議会が主催し、かつ、市議会が合議機関として決定・確認した事項に基づき実施することを主旨とするものであるところから、議会の構成員としての良識ある言動に努めるものとする。
- ④ 各班は、意見交換会終了後は、事後の評価・総括を行うものとする。
- (11) 開催結果の報告
各班は、地区別意見交換会の開催結果の報告を、予算決算委員会において行うものとする。
- (12) 議長への報告
予算決算委員会委員長は、地区別意見交換会の開催結果について、市民との意見交換会報告書(第1号様式)により、議長へ報告を行うものとする。
- (13) 次回担当班への引継ぎ
各班は、地区別意見交換会の実施後、担当地区の申し送り事項について、次回の担当班に引継ぎを行うものとする。
- (14) 意見等の整理・検討等
広報広聴委員会は、議長から依頼された意見等の整理及び検討した結果について、常任委員会(予算決算委員会においては分科会ごとに整理検討したもの)、議会運営委員会等へ送付するもの、市長等へ伝達するもの等々の対応方針を協議する。この場合において、協議するに当たっては、必要に応じて各班の代表者の出席を求めるものとする。

3 分野別意見交換会

- (1) 担当主体
- ① 市民から分野別意見交換会開催の要請があった場合
市民から分野別意見交換会開催の要請があった場合は、広報広聴委員会が、当該要請内容を踏まえ、担当主体を検討し、議長に報告し、議長が担当主体を決定するものとする。
- ② 常任委員会が、所管事務調査として分野別意見交換会を開催する場合
常任委員会が、所管事務調査として分野別意見交換会を開催する場合は、当該常任委員会が担当主体となり、議長に開催趣旨等を報告するものとする。
- (2) 議長への報告
分野別意見交換会の担当主体は、分野別意見交換会の開催結果について、市民との意見交換会報告書(第2号様式)により、議長へ報告を行うものとする。
- (3) 意見等の整理・検討等
広報広聴委員会は、議長から依頼された意見等の整理及び検討した結果について、常任委員会(予算決算委員会においては分科会ごとに整理検討したもの)、議会運営委員会等へ送付するもの、市長等へ伝達するもの等々の対応方針を協議する。この協議に当たっては、必要に応じて分野別意見交換会の担当主体の代表者等の出席を求めるものとする。

附 則

この要領は、議長の決裁の日から施行する。

※ 市民との意見交換会の報告書については、市議会ホームページにて公表しています。
⇒<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008092200047/>

3 ツール2：広報広聴委員会

(1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

広報広聴委員会は、政策サイクルのステージのうち、政策研究の段階で重要な位置付けにある。(P14 図表5)

(2) 広報広聴機能の考え方

ア 基本機能

広報機能と広聴機能の2機能を発揮するための機関として、広報広聴委員会の設置を議会基本条例第6条に規定している。

(ア) 広報機能：広報紙による広報、パブリシティ、広報議会モニター制度

(イ) 広聴機能：直接説明及び広聴「市民との意見交換会」

イ 委員会構成

定数は8名。委員の選任については、2人以上の会派から按分により選任することを基本としている。

(3) 広報広聴委員会の所掌事務 ※P25「会津若松市広報広聴委員会に関する規程」を参照

ア 議会広報紙の編集に関すること。

イ 議会のホームページに関すること。

ウ 議会と市民との意見交換会（企画立案に限る）に関すること。

特に地区別意見交換会に関する事務については、以下のとおりである。

(ア) 地区別意見交換会の開催方針・内容の検討、確認

(イ) 地区別意見交換会の資料の送付、開催案内

(ウ) 地区別意見交換会終了後における運営総括及び事後整理

(4) 議会広報紙（あいづわかまつ広報議会）の特徴

ア 市民と議会、広報と広聴とをつなぐ機能

イ 具体的特徴

(ア) 政策サイクルの取組の経過や成果を報告

(イ) 議会報告、議決責任を踏まえ議決結果に至る審議経過を重視

(ウ) 議員各人の表決結果の一覧を掲載

(エ) 紙面トップに掲載していた一般質問の記事を後方へ掲載

(5) 広報議会モニター制度の導入 ※P26「会津若松市議会広報議会モニター設置要綱」を参照

ア 目的

市民がより身近なものとして広報議会への関心を高め、理解を深めるためにアンケートを実施し、広く市民の意見等を広報議会の編集に反映することにより、広報広聴機能の充実を図る。

イ 構成

・一般公募のほか、各種市民団体や各高等学校等からの推薦を受けた約60名に委嘱

・任期は約2年間（委嘱日から翌々年の3月31日まで）

ウ 取組

・おおむね年2回のアンケートを実施

⇒ アンケートの実施等について、広報広聴委員会委員がそれぞれ広報議会モニターに対応する担当制を導入

・アンケートによる意見を広報広聴委員会で協議し、議会広報紙へ反映

⇒ アンケート集計結果及び協議結果についても、広報議会やホームページ等で周知

(参考) 会津若松市議会広報広聴委員会に関する規程

会津若松市議会広報広聴委員会に関する規程

平成 20 年 6 月 23 日

会津若松市議会告示第 1 号

改正 平成 23 年 7 月 27 日議会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会津若松市議会基本条例（平成 20 年会津若松市条例第 19 号）第 6 条の広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の編集に關すること。
- (2) 議会のウェブサイトに關すること。
- (3) 議会と市民との意見交換会（企画立案に限る。）に關すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に關すること。

(定数)

第 3 条 委員会の委員定数は、8 人とする。

(委員)

第 4 条 委員は、議員の中から議長が指名する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

(準用)

第 6 条 委員会の運営等については、会津若松市議会条例（昭和 34 年条例第 3 号）第 10 条、第 12 条から第 15 条まで、第 16 条本文、第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 22 条の規定を準用する。

(記録)

第 7 条 委員長は、職員をして会議の議事、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させるものとする。

(議会外への行為)

第 8 条 委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長を経てしなければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行後最初に指名された委員の任期は、第 4 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 21 年 5 月 15 日までとする。

附 則（平成 23 年 7 月 27 日議会告示第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

(参考) 会津若松市議会広報議会モニター設置要綱

会津若松市議会広報議会モニター設置要綱

(平成30年2月1日議長決裁)

(令和2年3月31日議長決裁)

(設置)

第1条 会津若松市議会広報広聴委員会（以下「委員会」という。）が企画・編集する「あいづわかまつ広報議会」（以下「広報議会」という。）について、市民がより身近なものとして広報議会への関心を高め、理解を深めていただくことを目的にアンケートを実施し、広く市民の意見を広報議会の編集に反映することにより、広報広聴機能の充実を図るため、広報議会モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(構成)

第2条 モニターの構成員は、各種市民団体等が推薦する者及び一般公募により議長が選考した者のうちから、議長が委嘱する。

2 モニターの定数は60名程度とする。

(資格)

第3条 モニターに参加できる者は、募集する年度において、市内に居住する者又は市内に通勤・通学する者で、満16歳以上とする。ただし、国及び地方公共団体の議会の議員を除く。

(任期)

第4条 モニターの任期は、委嘱した日から当該日が属する年の翌々年の3月31日までとする。

2 モニターのうち各種市民団体等が推薦する者がその任期中に欠けたときは、当該市民団体等が推薦する者を後任とし、その任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 モニターは、広報議会の内容等について、委員会の依頼に応じてアンケートに回答するものとする。

2 前項のアンケートは、おおむね年2回実施する。

(公表)

第6条 議会は、前条のアンケートの結果を、広報議会及び市議会のホームページにおいて公表するものとする。

(謝礼)

第7条 モニターへの謝礼は、予算の範囲内において支給することができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 モニターの個人情報は、本事業以外の目的には使用しないものとし、会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

(解嘱)

第9条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) 第3条の資格を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条の任務を1年以上遂行しないとき。
- (4) その他議長が解嘱の必要があると認めたとき。

2 前項第3号の事由により解嘱された者は、再度モニターになることはできない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、モニターの実施に関し必要と認められる事項については、委員会において協議する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

4 ツール3：予算決算委員会における政策研究

(1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

予算決算委員会における政策研究は、政策サイクルのステージのうち、政策研究に係る問題分析及び政策立案の2つの段階で主要な機能を果たすものである。（P14 図表5）

(2) 予算決算委員会における政策研究

市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進する。

- ・予算決算委員会 議長を除く全議員で構成
- ・予算決算委員会各分科会 総務・文教厚生・産業経済・建設の各常任委員会の委員で構成

常任委員会の構成

会津若松市議会常任委員会					
①	総務委員会	文教厚生委員会	産業経済委員会	建設委員会	予算決算委員会 (議長を除く全議員)
予算決算委員会					◀
②	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会	

※ 各分科会の構成委員は、常任委員会の委員と同じである。

(3) 予算決算委員会における政策研究の基本フレーム・手順

ア 問題分析、政策立案の基本フレーム

テーマの問題分析 → 論点抽出 → 学識経験者の指導 → 論点整理 → 論点に対する委員間討議 → 論点に対する市民との意見交換 → 意見整理 → 論点の最終整理 → 政策提言・政策立案（条例等の提案など）→ 政策決定（議決） ⇒ 市民への報告（説明責任）

イ 基本手順

問題分析及び政策立案について、基本的な手順は以下のとおり。

問題分析及び政策立案の基本的な手順の概要

① 問題分析のため論点抽出（予算決算委員会各分科会で委員間討議）

- ・ 設定された課題（討論テーマ）分析の基本的視点の議論
- ・ 基本的視点に基づく論点の抽出

② 分析ツールのインプット（専門的知見の活用）



③ 論点整理（分科会で委員間討議）

- ・ 抽出した論点の整理
- ・ 論点に基づく議論による争点の発見・整理 → 論点整理表の作成へ

① 仮説の立案

- ・ 争点ごとに委員間討議を行い、合意点を仮説として立案



② 仮説検証のための政策情報のインプット

- ・ 市民との意見交換による検証情報（市民との意見交換会）
- ・ 専門的知見の観点からの検証情報（分科会）

- ・ 行政からの情報提供による検証情報（分科会）



③ 仮説検証のための議員間討議

- ・ 討議に当たっては、「こうしたい、こうすべきだ」という価値判断的議論を基軸にしながらも、問題分析における専門的知見の活用等で習得した分析ツールも活用し、理論的・規範的な観点からの検証も行うよう留意する。



④ 検証結果を踏まえた説明責任の遂行

- ・ 検証結果の市民への報告・説明（市民との意見交換会）



⑤ 検証仮説を踏まえた政策立案等

- ・ 検証仮説を踏まえた機関意思の決定・表明（決議）
- ・ 検証仮説を踏まえた政策立案や政策提言

※その後は、政策決定（議決）と市民への説明責任遂行へ

(4) 成果のとらえ方と活用への留意 ~議論プロセスにおける中間生産物の活用

ア パターンA 「結論の導出→政策立案への活用」

(ア) 議会内（常任委員会、議会運営委員会、各派代表者会議等）における政策立案

(イ) 議長を通じた執行機関への政策提言

(ウ) その他議会における政策形成への反映

イ パターンB 「結論出づ→論点整理→議員（委員）間討議への活用」

(ア) 討論のプロセスで得た論点・課題等を整理及びとりまとめの上、議長を通じて全議員に配布し、討議材料として積極的に活用するものとする。

(イ) これにより、今後の議会における審議充実によるチェック機能の向上及び政策形成機能の向上につなげていくものとする。

(5) 政策提言

4年に一度の市議会議員の選挙や2年ごとの常任委員会の委員選任に合わせ、それまでの取組状況に関する中間総括や最終報告を行っている。なお、第1分科会から第4分科会における調査・研究の成果を踏まえ、市長に対して政策提言を行っている。

(P30~32 図表13 参照)

(6) 議会制度検討特別委員会の取組

※通常議会の導入にあわせて、令和4年8月に議会活動評価モデルの実装及び政策サイクルの発展に係る調査研究を目的とした政策討論会議会制度検討委員会を議会制度検討特別委員会に改組した。（令和5年7月31日まで設置）

(7) 議会評価特別委員会の取組

※令和5年10月に議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究を目的として設置した。（構成：各委員会から1名ずつ選出し、6名で構成）